

令和7年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

議事日程

令和7年3月5日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	16番 藤江徹君

欠席議員（1名）

15番 鈴木久夫君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民子ども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

---

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

お諮りします。

昨日に引き続き、議場において、議会事務局職員が議会だより用の写真撮影をいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が、議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決

定しました。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14人であります。

---

#### 日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 岩本知帆君、7番 田境 毅議員を指名します。

---

#### 日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

9番、都築幸夫議員の質問を許します。

9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

昨年1月1日に発生しました能登半島地震では、多数の犠牲者を出し、家屋やインフラが破壊されるなど、大変な被害が発生いたしました。能登半島という特異な地形での地震ということもありまして、いろいろな問題が発生いたしました。特に上下水道などの被害が大きくて、復旧に大変長い期間を要しました。避難所での劣悪な環境などによる、災害関連死も問題になりました。多くの家屋が破壊しましたが、半島という特異な地形による仮設住宅用地の不足や、昨年9月の記録的豪雨により仮設住宅が浸水して、設置完了が年末まで大変遅れてしまいました。昨年8月に南海トラフ巨大地震臨時情報と巨大地震注意が出されまして、いよいよ南海トラフ巨大地震がくるのかと心配いたしました。

今年の1月15日に、政府の地震調査委員会は、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、これまでの70%から80%を、80%程度に引き上げました。南海トラフ巨大地震がいつ来てもおかしくない時期に今入りつつあります。

そこで、能登半島地震を教訓として踏まえ、本町での南海トラフ巨大地震の備えは大丈夫かという視点で、質問してまいります。

まず、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町で想定される被害についてお伺い

たします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 南海トラフ巨大地震における本町の被害想定は、平成26年の3月、愛知県発行の平成23年度から平成25年度、愛知県東海地震、東南海地震、南海地震等、被害予測調査報告書によりますと、南海トラフで繰り返し発生している地震、津波のうちで、過去に実際に発生したもの、過去地震最大モデルでございますが、これを参考として、冬の夕方18時、風速毎秒5メートルの条件による被害想定といたしまして、揺れ、液状化による住宅の全壊が約200棟、半壊が約1,200棟、火災による焼失が約10棟、建物倒壊による死者が約10人、重傷者が約20人、軽症者が約200人、地震発生直後のライフライン被害といたしましては、電力が約90%、上水道が約95%、下水道が65%、都市ガスが約50%、LPガスが約10%、固定電話や携帯電話の通信網が、約80%から90%とされております。

なお、理論上での最大想定モデルの建物被害といたしましては、地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合わせ、約1,100棟と予測されております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 大変な被害が予測されているわけでありまして。本町としては、できるだけ被害を抑えるように備えをしておく必要がございます。能登半島地震では、耐震化されていない水道施設が破壊しまして、14万戸が断水するという甚大な被害が発生いたしました。一部地域では、復旧に5か月など大変長い期間を要しました。大規模地震においては、上水道だけでなく下水道も含めて、施設全体を更新等により耐震化して、被害を未然に防ぐことが必要であります。

そこで、まず、本町の上下水道管路の耐震化率について伺います。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） まず、上水道の管路につきましては、内径200ミリメートル以上の基幹管路の総延長、46.7キロメートルのうち15.6キロメートルが耐震管で、耐震化率は33.4%です。

次に、下水道の管路につきましては、重要な幹線、いわゆる流域幹線の管路や処理場に直結する幹線管路の総延長、6.7キロメートルのうち4.5キロメートルが耐震管で、耐震化率は67.2%となっております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 本町の上水道の耐震化率は、33%という報告がございましたが、これは全国平均の42.3%、そして、愛知県全体の耐震化率が60.6%ということで、低い値であります。能登半島地震で、大変な被害のあった石川県では37.9%でありまして、これよりもさらに低い値となっております。能登半島地震では、上下水道がなぜあれほど大きな被害が出て、復旧に時間がかかったのか。その辺の理由が分かりますと、本町の上下水道耐震化向上に何かヒントがあるのではないかと考えました。

そこでですね、昨年の令和6年11月に国土交通省より、上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果が報告されております。これは能登半島地震で、上下水道施設で甚大な被害が発生したことを受けまして、内閣府が全国市町村の上下水道施設の耐震化

状況を調査してまとめたものであります。その中に、能登半島地震の教訓として、次のような報告がされております。

能登半島地震で、広範囲での断水や下水道管内の滞水が発生したが、その原因は浄水場や配水池、下水処理場に直結する管路等の、上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったことによります。

一方で、耐震化実施済みであった浄水場や下水処理場などでは、施設機能に重大な影響を及ぼすような被害は確認されておらず、事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認されました。このため被災すると、広範囲でかつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムである急所システム、急所施設の耐震化を進めることが必要であるとされております。この能登半島地震の教訓から、急所施設を耐震化すれば、大規模地震による上下水道の広範囲で、かつ長期的な被害を防ぐことができる。すなわち上下水道の耐震化を実質的に向上させることができるというような、そういう理解をいたしました。

そこで、本町の上下水道施設の急所施設について、耐震化の進捗状況をお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 本町所管の急所施設につきましては、上水道では10箇所の配水池、水道のタンクと9箇所のポンプ場がございます。配水池は全て耐震対策済みで、耐震化率は100%であります。ポンプ場は9箇所のポンプ場のうち7箇所が耐震対策済みで、耐震化率は78%となっております。

下水道所管の急所施設は、集落排水の処理場であり、耐震化率は100%であります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。本町の急所施設は、耐震化が進んでいるということが分かりました。

次に、断水になると影響の大きい施設であります避難所、役場、消防署、庁舎などの重要建物と定義されておるわけですが、この重要建物の上下水道の耐震化の状況についてお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 追加で言い忘れました。

避難所が断水しますと、被災者が不便な暮らしを強いられます。役場や消防庁舎が断水すれば、災害対応活動に影響を受けます。したがって、こういった施設も優先的に耐震化を進める必要があります。本町の重要建物の上下水道の耐震化の状況についてお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 本町の重要建物は、基幹的避難所となる町内の6小学校や3中学校、幸田高校の10施設と、防災拠点となる、役場と消防署の合計12施設であり、重要建物へ接続する水道管の耐震化は、国の交付金を活用しまして、令和5年度までに完了しております。

重要建物から接続する下水道管の耐震化につきましては、管路の対象延長13.5キロメートルのうち、耐震性能確保済みは11.5キロメートルで、耐震化率85%となっております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。本町では、急所施設、重要建物の耐震化は先行で進められていて、かなり進んでいるということが分かりました。しかし、水道全体の耐震化率は、国や県に比べて低い値となっておりますが、国の目標値が2028年度末までに、60%以上ということになっております。本町の上下水道の耐震化を、南海トラフの巨大地震を想定しまして、今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 上水道、下水道につきましては、急所施設の耐震化や重要建物に関する管路の耐震化率100%を目指していきます。まず、水道管につきましては、老朽管対策と併せ漏水の実績が多い管路や、断水時に影響の大きい管路を主に耐震化に更新していきます。また、上水道の急所施設で、耐震化が未達成のポンプ場につきましては、ポンプ場までの管路を耐震管に更新する工事を今年度から始めました。ポンプ場に到達する際に、併せてポンプ場の耐震対策を行っていきます。

下水道の重要な幹線や重要建物から接続する管路につきましては、カメラ調査を行い、管路内部の状況を把握しながら、必要な耐震補強を実施してまいります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。本町では耐震化の効果の大きい急所施設、重要施設の上下水道の耐震化、100%を目指し進めていくということで理解しました。

よろしくお伺いいたします。

漏水しそうな水道管をいち早く見つけるために、人工衛星による観測データと人工知能AIを組み合わせた、リスク解析システムを導入する自治体が増えております。人による点検仕様に比べて発見率も向上できて、作業期間を短縮できる技術であります。

豊田市、三重県の伊賀市、長野市、上田市、磐田市などでは、既に導入されております。本町でも、この人工衛星による観測データと人工知能を組み合わせた、リスク解析システムの導入をされたらどうでしょうか。その考えをお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 山間部を含む広域な給水区域を有する地域におきましては、有効な技術であると思われまます。しかしながら、本町のようなコンパクトな事業体に、有効かどうかは不明であります。次年度におきましては、漏水調査そのものを行う予定はありませんが、行う際には、実施事業体の結果などを踏まえ検討したいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。発見率を向上できて、今後の熟練技術を持つ人材不足などを補うということでは、メリットの多い技術だと思います。ぜひ一度検討してみる価値があると思っておりますので、よろしく検討をお願いいたします。

今年の令和7年の1月1日の、中日新聞の一面の記事であります、次のような記事でございます。

能登半島地震で断水が長期にわたり、被災地の生活に深刻な影響を及ぼしたことを受けて、愛知県では、南海トラフ地震発生直後に、県内の給水人口の約9割に当たる最大702万1,000人に断水の影響が及ぶと想定し、水道が元どおりになるまで水道以

外の代替水源を確保するために、企業や住民が所有する井戸を災害時に活用できるようにしたり、避難所に雨水貯留槽を設置したりする市町村を、支援するとという記事でございました。

愛知県が進めようとしております、災害時の市町村への代替水源確保支援に、本町はどう取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 愛知県におきましては、災害時において水道以外の代替水源を確保するための事業を、愛知県南海トラフ地震等対策事業費補助金へ追加いたしまして、令和7年度予算へ計上すると聞いております。

本町におきましても、水道以外の代替水源を確保するために、住民や企業等が所有する井戸を災害時に生活用水として使用できるよう、災害時協力井戸の登録を平成28年度から行ってございまして、今年2月末時点、602件の登録がございます。今後は、この制度を維持しながら、愛知県から示される補助要綱や近隣自治体の状況を注視し、研究をしてまいります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 本町では、災害時協力井戸の制度は、平成28年からもう既にあるようでございます。これまでの取組を生かしてですね、今後は、この有効な手段として、災害時にすぐに活用できる仕組みづくりが必要ではないかと思っております。

よろしく検討をお願いしたいと思います。

次は、避難所の運営について質問いたします。

能登半島地震では、災害関連死が276人で、直接死の228人を上回るということで、災害関連死が問題になりました。これは避難所等での劣悪な避難生活環境の長期化、電気、水道などの途絶、福祉施設、医療機関の機能低下などが、災害関連死の要因として挙げられています。この避難所の劣悪な環境の改善については、石破総理が、昨年11月の総理就任の所信表明演説など、国会では何度も取り上げられて述べられております。こういったことを受けまして、内閣府は、能登半島地震での教訓として、体育館での雑魚寝のような劣悪な避難所の環境を改善しようと、国際基準であります、スフィア基準に基づいた避難所運営に関する自治体向け指針が、令和6年12月に改定されております。この指針に対して、本町では今後どう取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 災害関連死につきましては、能登半島地震をはじめとし、過去に発生した大規模災害においても問題となっております。

内閣府は、令和6年度、能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書、災害や紛争の被災者に対する、人道支援活動のためのスフィア基準を踏まえまして、自治体に通知しております避難生活における有効な生活環境の確保に向けた取組指針等を、昨年12月に改定いたしました。

改定の主な内容といたしましては、トイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保、生活水の確保の4点でございます。今後は、避難所における有効な生活環境の確保に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金、また、愛知県南海トラフ地震等

対策事業費補助金等を活用し、取組を進めてまいります。

また、電気水道等のライフラインや食事の質の確保等、町単独で取り組むことが難しい分野もございますので、国や県、ライフライン事業者、町内飲食業者とも連携を深め、対策を進めたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 昨年12月に改定されました、スフィア基準に基づく改訂版では、大変コストがかかるようであります。交付金や補助金などを注視しながら進めていただくように、よろしくお願いいたします。

次に、避難所で一番問題となります、トイレの問題について質問いたします。

これまでの阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、そして、昨年の能登半島地震など、震災のたびに必ず問題になるのが、この避難所でのトイレの問題であります。水洗トイレは給排水設備、電気設備、汚水処理施設等が、全て機能してこそ成り立つシステムでありまして、被災によって、いずれか1つでも機能が停止すると水洗トイレは使えなくなります。このため震災直後は、まず、水洗トイレが使えなくなります。上下水道施設が復旧するまでの間は、代用のトイレが必要になります。この備えとして、本町では、各小学校にマンホールトイレや移動式トイレが設置されております。しかし、これだけでは心もとないと思います。南海トラフの大地震がきまして、本町で断水がある期間、水洗トイレが使えないと仮定しますと、どれくらいの数のトイレの回数が必要になるのでしょうか。南海トラフ大地震では、このトイレの問題に対してどう備えをしていくのかについて、お伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 南海トラフ地震のような大規模地震が発生いたしますと、上水や下水道、電気設備、汚水処理施設等が被害を受けまして、愛知県による南海トラフ地震の被害想定では、発災直後に上水道の約95%が断水し、1週間後でありましても46%が断水するとされておりますので、水洗トイレは使用できなくなる可能性が非常に高いと考えられます。過去の災害からもトイレの不足が問題となっており、本町におきましても、基幹的避難所となる小学校へのマンホールトイレの整備や、移動式トイレであるトイレカーの整備を進めてまいりました。今後は基幹的避難所となる中学校や幸田高校につきましても、マンホールトイレ整備を進めてまいりたいと考えております。また、公助だけで全てを賄うのは非常に困難でありますので、能登半島地震で被災された災害時相互応援協定を締結しております、石川県内灘町を視察した際には、避難所や仮設トイレに行くよりも、自宅のトイレなど慣れた場所で携帯トイレを使ったほうがよいとのお声も聞いております。

自主防災会には、町が行っている防災資機材等整備の補助金を活用していただき、共助としての取組を進めていただくとともに、個人の備えといたしましても、自助による備蓄を呼びかけてまいります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。この件について、よろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。

能登半島地震では、半島特有の地形的なことから、仮設住宅に適した用地が不足し、建設予定地159箇所のうち42%の67箇所が、ハザードマップでの降水の浸水想定区域や土地災害警戒区域など、仮設住宅として望ましくない場所に建てられました。そのため昨年9月の記録的豪雨で、仮設住宅が床上浸水するなどしまして、設置完了が年末まで大幅に遅れたわけであります。こういった能登半島地震を教訓としまして、本町では、安全な場所で適切な数の仮設住宅の備えをしておく必要がございます。

本町で、南海トラフ巨大地震での仮設住宅の建設候補地についてお伺いいたします。

候補地についての建設戸数と、候補地が安心できる場所なのかについての確認もお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 仮設住宅の建設候補地の確保につきましては、災害時の被災状況に応じ、適時、県に建設の支援要請を進めるためにも、あらかじめ具体的な建設予定地を選定しておかなければなりません。このことから、仮設住宅の建設候補地につきましては、災害復旧用のオープンスペース候補地といたしまして、現状の公共施設用地である運動場や住民広場等を想定してございます。候補地における仮設住宅の建設可能戸数につきましては、実際の建物の配置計画等にもよりますが、全町で160戸程度を想定してございます。

また、建設候補地は安心できる適地なのかとの御質問につきましては、愛知県総合型地理情報システム「マップ愛知」による土砂災害警戒区域や、幸田町防災マップによる、浸水最大浸水深を確認しますと、候補地2箇所について、その一部が土砂災害警戒区域等の指定がかかっている場所であったり、また、全ての候補地について、多くの町内地域と同様に、浸水被害の可能性がある場所であったりの状況ではありますが、土砂災害警戒区域内につきましては、いわゆるイエローゾーンを避けた場所に建設をする。また、浸水想定区域の想定最大浸水深についても、全ての場所において、危険度区分が最低となる0から50センチ未満のエリアであることなどから、危険リスクは比較的少ない場所であると考えております。しかしながら、二次災害のリスク等も考慮いたしまして、より安全で安心できる建設場所の選定、確保は必要であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。本町の仮設住宅候補地は7箇所、160戸ほど見込んでいるということであります。この一般質問の最初の質問で、南海トラフの巨大地震での建物の被害予測であります。過去、地震最大モデルでは、全壊が約200棟、理論上最大想定モデルですと、全壊と焼失を合わせて約1,100棟と予測されております。今、言われた候補地の仮設住宅数160戸は、あまりにも少ないと思っております。この考えをお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 実際の災害時におきましては、必要となる戸数が現場で不足する可能性があるということは、当然想定をされるわけでございます。したがって、現在、想定している建設候補地以外にも、本町全体における他の公共施設の被災状況等も想定しながら、追加の建設用地の選定及び確保に努める必要があると考えております。

また、必要に応じて民間の賃貸住宅の借上げにより確保する方式、いわゆる、みなし仮設の活用も選択の1つといたしまして、必要戸数の確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 災害時には仮設住宅用地をはじめ、災害復旧の用地が必要になってまいります。こういった候補地は多いほど安心だと思います。大規模地震による地域住民への被災防止を目的としまして、不要になった農業用ため池であります岩堀区の矢尻池の今、廃池事業が令和5年度に事業着手されまして、令和9年度事業完了で現在進められております。廃池埋立て後の土地利用は、公共の用に供されるものというのが採択条件となっております。現在、この土地利用について検討中でございます。防災を目的とした廃池ですので、廃池後の利用が地域の防災広場がよいのではないかとということで、現在検討中でございます。

南海トラフ巨大地震が発生したときなど、いざというときには仮設住宅や災害復旧の用地として活用されたらどうでしょうか。面積は約6,000平方メートルございまして、住宅地に囲まれた市街化区域内の高台にありますので、浸水被害や土砂災害などの心配はございません。仮設住宅用地としては、安全・安心な場所であり適地でございます。また、仮設住宅に限らず車中泊の場所や災害ごみの集積場所、キッチンカーなどの炊き出しの場所としても使います。こういった利用もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 矢尻池の廃池整備後の跡地利用として、議員から御提案をいただきました、この災害時における仮設住宅の建設用地としての活用につきましては、町といたしましても、災害時の備えとしまして大変心強い御提案であります。災害時には、緊急的な避難場所や様々な活動の拠点、また、災害ごみの集積場など、災害復旧に向けた様々な目的のオープンスペースが必要となってまいります。矢尻池につきましては、現在、岩堀区が所有し管理をしてみえる敷地であると承知をしております。今後は、今回の御提案を機に、実際の災害時を想定した仮設住宅用の建設候補地をはじめ、災害復旧に向けた敷地の活用検討、利用協力等について、区へも御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築議員。

○9番（都築幸夫君） 了解いたしました。よろしく願いいたします。

能登半島地震について、調査して得られた教訓として、大規模地震での被害を最少に防ぐには、事前防災が大変重要であるということを理解しております。

南海トラフ巨大地震では、今後30年以内に80%の確率で発生するということが予測されております。事前防災の重要性を認識していただき、しっかりとした予測をして、適切な備えを進めていただくようお願いいたします。

南海トラフ巨大地震の本町の備えについてというテーマで、今回は能登半島地震で課題となった、主にインフラ関係の備えについての質問をしてみました。

南海トラフも巨大な地震ともなりますと、実際にはもっといろんな観点からの備えを

していく必要があると思います。

最後に、南海トラフ地震の本町としての備えについて、今後どう進めていくのか。町長の考えをお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） ただいま巨大地震関係の御質問ありがとうございます。また、池です、本町の岩堀にあります廃池の意見についても、仮設住宅の適用ということで検討に値するんじゃないかなということで、矢尻池の件もありがとうございます。去年8月でしたかね、宮崎のほうで起きた日向灘沖の地震が、巨大地震の注意報ということで発令されて、いよいよ南海トラフがくるんだなという危機感を煽ったということで、大変な緊張感を感じさせていただきました。今年1月にですね、その関係もあるかもしれませんが、お話ありましたように、南海トラフの巨大地震は30年以内に80%以上の確率でくるということで、確率も引き上げられたということでもあります。

幸田町も、まず、14世紀ぐらいから南海トラフの巨大地震が、歴史上明らかにされていると。大体100年単位で必ず起きているということになるので、本当にこの地震については、確実だなということをつくづく歴史上から思っております。また、1945年、三河地震が起きた前後も東南海・南海地震が起きているので、三河地震のこの記憶をですね、ぜひ生かしていかなくちゃならないということで、大変、先人の方々は大変な思いをされたわけですが、この貴重な体験をうまく、うまくというか活用していくことが一番重要であります。巨大地震については、人間の都合ではなくて地球の都合であるので、なかなか思うような操作ができないことでもあります。そうは言っても地震大国の日本としても、また、幸田町としてもですね、先ほど言いましたように、様々な過去の履歴を掘り起こしながら、一番安全な方法を模索していくということで、備えは非常に重要だと思っております。

私の南海トラフの巨大地震対応といたしましては、国、県、そして、また、関係機関の協力が要るということで、例えばインフラ整備なんか、電気、ガス、そして、空から海から陸からいろんな公共交通が入って、飛行機の救助だとか海の救助だとか、そして、インフラ整備なんかは幸田町単独ではできないので、もちろん国、県、自衛隊関係の協力、警察の協力が要ります。最も重要なのは、幸田町の町民が、独自で何ができるかということをやっておかなくちゃいけないので、日頃の備えが大事だということでもあります。そういった意味で、幸田町の、私の私見も入っていますけれども、取組といたしましては、まず、災害時の相互応援協定というものを単独で結んできたということで、防災応援協定としては7市町なんですけれども、例えば北海道の剣淵町だとか京都の京丹波町を入れれば、まちづくり協定も入っているので、一応、日本全国、四国は除いて災害時の相互応援協定を結んで、どんなところが起きても太平洋側以外でも、救助の連絡網ができていくということは、整備してきたつもりであります。そして、やっぱり、次に必要なのは災害弱者、私たちもちろん死ぬ危険とか、20人ぐらいが亡くなるとか、先ほど10人でしたかね、数字を総務部長が言いましたけれども、必ず被災をするわけでもあります。そういったときに、死んではいけない、死んではいけないというところで、一番大事なのは災害時の弱者であります。この弱者の方々を第一に救うという考え方が

ないといけないと思っております。健常者の方々にとっては、ちょっとでも自分の知識で知見で、何とか助かる方法を見いだせるかもしれないけれども、災害の弱者、特に、一人暮らし、高齢者そして障害者、そして、また、薬を飲んでみえる方々等にとっては、日頃よりの連絡網がないと助けていただく手段がないということで、町がいかに助けの手が延べるかということで、今、DXのようなものをつくりながら、いろんな紙ベースの要援護者名簿に、自分の名前を載せておくというレベルではなくて、DXデジタルを使いながら、自分が今どういうところに立ち位置としているかということ、常日頃、安全テラスセンターのようなところで管理するというような仕組みを、これから大至急やらないといけないと思っております。

それから食料、備蓄、そして、先ほど来お話にありましたように、水の確保そしてトイレ、トイレも利用の仕方によっては大変な臭いそうですね、利用形態が1か所に集中しちゃうので、その辺をうまく緩和するような対応が、日頃より要るということでもあります。そして避難所の運営でありますけれども、殺到することは間違いない。幸田町の避難所にたくさんの人が殺到することは間違いないけれども、いかにいち早くその避難所に行った人が、避難所運営ができるかというのが、今、先ほど来お話にありましたように、ファーストミッションボックスというような形ですね、誰がどういう点、段取りで集まってきた人を助けていくかということが、今、非常に重要になっているということで、区長さんをお願いしながら、それぞれの区の対応の仕方でやっていきたいなと思っております。

1つ、ちょっとこの間、特定の地区を言ってしまうと申し訳ないんですけど、桜坂さんの避難訓練に行ったときに、住民の方から、町長ここは昼に大地震が起きたら、もうみんな働きに出ちゃってるので、誰が避難所を運営するんだというような地域もあるわけです。そういうところになると、間違いなく中学生以上のこの町内の学校におる子どもたちが、何らかの形で手助けするような避難所運営もある地域もあるんじゃないかなということで、避難所運営は、それぞれの区の対応によって、個別にしっかりとファーストミッションボックスのような形で、やっていかなくちやならないということでもあります。

最後に、安否確認と、そして最終的には建物の耐震化、間違いなく私たちは24時間ほとんどの部分、建物の中で生きているわけなので、建物さえしっかりしていれば、かなりの確率で負傷する確率が減るわけです。もちろん日常的に農業のような方は、外に出ているかもしれないけれども、ほとんどの時間は、寝る、働く、工場でもそうですけれども、建物の中に必ずいるので、耐震化率をしっかりと上げることが、私は重要だと思っております。

以上、言いましたような点が、町として独自の力をもってでも備えていかないと、他者の助けを待っておったのはいけないということでもあります。災害弱者、避難所の運営、食料備蓄、水やトイレの管理、そして建物の耐震化、そして安否確認ということでもあります。

最終的には、広域的な連携が私は重要になってくると思いますけれども、貴重な質問をいただいたということで、今後とも気持ちをさらに改めて、耐震対策ほか地震防災対

策をしっかりと、一丸となって強化していきたいという気持ちでおります。

御質問ありがとうございます。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築幸夫議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時54分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、丸山千代子議員の質問を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、幸田町の行財政運営についてであります。

幸田町は、30年以上も続く不交付団体となり、財政豊かなまちと言われているわけです。しかしながら、過去におきましては、大型事業を進め、大きな借金をしながら大型事業を進めてきた経過があり、そのツケを後年度負担として、大変苦しい思いをしてきた経過があるわけでございます。また、今の成瀬町長の前には大変厳しい行政運営が続きまして、箱物は一切つくらずという、こういう町政を続けてこられました。また、成瀬町長の1期目のときにも、その影響を受けてですね、厳しい行財政運営が続けられてきたわけです。しかしながら、ふるさと寄附金が好調になり、いろんな事業にも取り組んでこられたわけです。種をまいてきたと町長は言うておられます。今回、令和7年度の予算編成に当たりまして、財政課査定後ですね、歳入と歳出の乖離が23.5億円、ふるさと寄附金の落ち込みも、財源不足に拍車をかけてきております。また、各課におきましても10%カットしたにもかかわらず、財政が破綻する事態が危惧されているわけです。こうした状況の中で、やはり不要不急の事業は見直し、健全な財政運営にすべきではないかと、こう思うわけです。

そこで、質問をしてみたいです。

1つ目には、地方自治法第1条の2で言われております、自治体の役割は住民の福祉の増進を図ること。これが基本だと明記しております。町長はどのような理念を持って、町政運営に当たられているのかどうかを伺うのが、まず、1つ目です。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まず、私の町政がですね、着任が平成の30年でありました。予算編成としては、5月の着任なので令和元年から1、2、3、4、5、6ときておるわけです。当然、予算編成につきましても続けてきたわけですが、まず、今、言われた回答としましては、どのような理念かということになります。この期間中、まず、この理念を言う前に、この期間中ありましたのは、まず、初年度の暑さ対策であります。子どもたちに対する暑さ対策で、とにかく普通教室をはじめとして、これを第一にやってほしいというところに入ったところから1年目でありました。そして、すぐ2、3、4年はコロナ対策ということで、先ほど言いましたように、財政の出動をかなり強化したということで、健全な財政運営から少し外れたような形で、コロナ対策を3年間にわ

たってやらせていただいたと同時にですね、水害対策だとか救急医療対策がございました。水害対策については、いち早く幸田町全域の水害が起こる地域を減少させる意味でもですね、菱池遊水地を早めに取り組むことによって、やっと令和8年度に見込みが出たということでもあります。

あと、もう1点は、救急医療対策であります。救急車の搬送、そして、やっぱり病気をお持ちの方々がいち早く搬送されて、安心して治療が受けるような場所を、地域の拠点病院としてこの近くに設立できたらいいなということで、藤田医科大学の岡崎医療センターがこの近くにできたというようなことで、暑さ対策、コロナ対策、水害対策、救急医療対策に、ある意味、私の任期は対応を求められたわけですが、今、理念という話でありましたように、私もまちづくりにおいて、将来にわたって町民の方々に、何らかの形で福祉的な意味で、住民の福祉の推進を図ることが基本であります。そういった意味で、具体的には申し上げません。理念であるので、所信表明で言いましたとおり、備えることを考えながら、災害、少子化、高齢化、人口減少、そして新しい考え方への備えと生活安定ということで、具体的事業をここで言いたいわけですがけれども、理念というお話であったので、備えることから発した、今、言った6項目にわたって、自分は財政運営に当たっての1つの考え方の理念だということで、答弁させていただきます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ありがとうございます。

その理念の中で住民の福祉の増進、これがやはり基本だとおっしゃられました。そういう中で、町長の1期目のときには、本当にコロナ対策が続き、そして大変な水害対策や救急医療対策、そういうようなことを進めてこられたということに対しましては、本当に敬意を表するわけでございます。そうした意味におきまして、住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおられるということは、重々分かっているわけでありまして、しかしながらというところで、質問をするわけでありまして。

こういうようないろいろな事業を展開をされる、その中では、町長は今種をまく時期だと言われてきた経過があるわけでございます。ところが、この種をまき過ぎてですね、それが芽を出した途端に財源不足に陥ってしまう。これはですね、どういうことかと、それは今までふるさと寄附金に頼り過ぎてきたから、いろんな事業が進められたからではなかったのかというわけでありまして、幸田町の場合ですと、企業、城下町ということもあって、リーマン・ショックのときには、法人町民税が20億円から19億円も減ってしまったと、こういう中で立ち行かなくなってしまった実態があるわけです。そうした意味におきまして、やはり、ふるさと寄附金は安定財源ではない。これをやはりどう上手く活用して使うかというのは、やはり若者や子どもたち、教育、福祉、その充実に使っていくべきではなかったのかと、ところが町長は、それも使いながら新しい事業展開をやってこられた。これが1つ大きな原因になるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘ありがとうございます。若者支援、子育て支援も私にとって重要なテーマであるので、もちろんそこらに特化していきたい部分はございます。お話

ありましたように、かつては財政調整基金がゼロに近いような時代もあったと。もちろん歴代の町長さん方の偉業といたしますか、町民会館もそうであります。中央公園もそうであります。そして相見駅もそうであります。様々な部分に取り組みましたということで、巨大な投資をしたということで、いろんな財源がうまく、法人税の収入が一時激減してしまったために、ただ、私の着任して以降ですね、大変運がいいか、ありがたいかは、これは御批判をいただきたいと思えますけれども、ふるさと納税が法人税の減収分をですね、私の任期の着任の、これが28年の大須賀町長さんから始まったんですけども、私が着任しました30年以降ですね、30億円前後でふるさと納税が推移しております。ということは2分の1ですから、15億円前後が町として使える財源になっておるわけでございます。今、大変苦しくなっております。ある意味、余力があったということは言えるかもしれませんが、私なりにこの御質問がいただけるということであったので、種をまくというお話からちょっとさせていただきたいと思えますけれども、私にとってはですね、私の言い方でいけば、種をまくということは、そこに自分の土地がないと種がまけないんですよ。自分の土地がないと種がまけないんですよ。その自分の土地にどういった種をまいたかということにおいて、総合計画に基づきながら、この過去の歴史を、どういう種まきをしたかということですけども、それが不要不急であったか必要であったかどうかは、いろいろ御議論あるかと思えますけれども、一つ一つ議会の中で承認いただいた事業であるということでもあります。総合計画の中で、安全・安心の部分につきましても、私にとっては排水機場をとにかく用地を買っていく。とにかく用地を買っていく。先ほどは種をまくためには自分の土地がないと、そこには種がまけないということで、用地取得が大変な大きな事業費になっておるということでもあります。時間の関係もあります。安全・安心の部分では、農地の災害防止ということで、鷺田菱池の排水機場、金額は言いません。そして、道路対策として芦谷高力の代替地だとか幸田区のちびっこ広場等々を代替用地として使って、安全な道路確保のための資金として投資したと。それから1-1の消防の小屋も借地だったので、これを新たに消防施設の事業用地ということで展開をさせていただくのが、安全・安心の対策事業であります。

環境事業におきましては、令和6年度ですけれども、お願い申し上げまして、粗大ごみの集積場がJAさんからずっと借りっ放しだったところを買わさせていただきました。それから産業振興の部分でもそうでありますけれども、私の着任早々、駅西の駐車場の用地が結果的に不足しているというようなことで、用地も買わさせていただきましたということでもあります。ある意味、用地を返してくれということでお返しした部分も正直でございますけれども、そういった取得の関係もあったということでもあります。

健康福祉におきましてはですね、大草広野の福祉施設の事業用地取得、それから南部地域包括センターの用地取得で、幸田町内は3か所の包括支援センターができたということでもあります。それからあいち三河農協の坂崎支店のところで、北部の地域の包括の拠点である土地取得も行わせていただいたということでもあります。それから地元の福祉ということではありませんけれども、鷺田の住民広場がどうしてももう期限が迫っていたので、駐車場と新しい土地取得、岩堀の住民広場についても、地域の要望が高かったということで取得をしたということです。それから、これからですけども、坂崎の

児童館をつくっていくために、周辺の土地を取得させていただいております。これがまだまだですけれども、福祉医療ということでは長嶺北部の医療ゾーン、これを老健にしても重度障害者施設を誘致するにしても、幸田町の土地が取得をする必要があったということで、相当な費用をかけております。

あと、健康、文化の関係であります。学校給食センターの用地取得、北部中学校の、これは新たな用地取得です。北部中学校の用地取得で弓道場やテニスコートができた。それから坂崎の運動場、駐車場用地を拡幅、買わさせていただいた。それから町民プールの駐車場の横が、まだ砂利駐ですけれども、この駐車場で今、町民会館全体が駐車場が、余裕はないですけれども、何とか確保できてきておるということであります。もちろん中央公民館の周辺の土地をお持ちになっている方から用地取得もかないました。ハピネス・ヒルの竹藪になっておったお墓場の近くの用地もですね、取得をさせていただいたということでもあります。

それからコミュニティと共同参画の総合計画の項目から言いますと、長嶺コミュニティホーム等々をですね、新しい移転用地を買わさせていただいたということで、職員の駐車場用地も近くに取得させていただいておるものでございます。

あと、それとは意外に、借地解消という部分もありまして、これがですね、いろんなハピネス・ヒル・幸田、とぼね運動場、いろんなゲートボール場、様々ありますけれども、借地の解消に努めております。

先ほどの話に戻りますけれども、種をまくということにおいては、土地取得がないと次の展開ができないということで、トータル、今、私が言いましたのを、総合計画の順に言いましたけれども、18億4,200万円相当を、主なものでありますけれども、投資させていただいたということで、こういった投資が早過ぎるのか、もっとあとでもいいのか、また、その都度、必要なものであったかどうかはあれですけれども、議会の承認を得させていただいて、この地域のために種をまく、収穫する前に土地として取得できた事業は、当たり前ですけれども、ふるさと納税のですね、ふるさと納税ももう200億円近くいただいているわけですけれども、この財源が非常に余力という言葉はおかしいかもしれませんけれども、この事業の成果につながっているということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） いろいろと御努力されてですね、町民福祉の増進のために事業を進めてこられたということは、重々分かるわけでございますけれども、しかしながら、そのふるさと納税、余力、これを使ってやられたよということは分かります。しかしながら、やるべきこともやらないということもあるわけでございます。令和6年度にいたしましてはですね、財政が厳しいということで事業をストップしたと。そして令和7年度にあっても、事業がストップしている状況もあると。こういう状況が続いている。これは何だということではないでしょうか。

そこで、お伺いするわけでありましてけれども、今、幸田町の財政調整基金、令和7年度末で、これは補正予算後であります、17億507万2,000円となっております。そして令和7年度の予算編成に当たっての繰入金、これが11億1,498万3,0

00円、合わせて残高になりますと5億9,008万9,000円ということで、約6億円近い財政調整基金が、今現在の幸田町の貯金になると。自由に使えるお金になるというわけでありませう。

ふるさと寄附金につきましては、令和7年度は20億円を予算計上されておりますので、実入りがあれば10億円の余力になるということになるんですかね。ですので、このように自由に使えるといいますか、こういうお金がどんどん目減りをしてきたということでもあります。そうしますと、例えば何かあったとき、大規模災害があったときとか、そうしたときにどうするんだと、お金がないようでは済まないわけでありませう。確かに緊急的に国のほうから借りるということもできるわけですが、しかしながら、やはり、今、一家の家計をやりくりする上におきましても、1年間は何かあったときのためには、貯金をしておこうというようなことが言われるように、財政調整基金でもですね、幸田町の一般会計から考えると、大体、標準財政規模の10%程度が適正とされているわけだ。これには遥かに及ばない。そうしますと、お聞きするわけですが、この財調ですね、幸田町にあっては今、幾らあれば、本来何か災害があったときに使えるお金になるのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、財政調整基金がどのぐらいあればいいかという議論は、ちょっと後ほど担当のほうから言わせていただきますけれども、私としてはですね、今現在、本当に危機的な状況だとか、そういう大変な状況があるという認識はもちろんないわけではないんですけど、かつてのように、財源不足、法人税が入らないから、まちの財政が難しいから、その財源を補填する起債ができたんですけど、それを財政調整基金に今まで入れた時代が2回ほどありますけど、それは今なかなかそういうところにたどり着けないということでもあります。

幸田町は不交付団体ということで、この財政調整基金が幾らあったかということは、常に世の中がどういう状況にあるか分からないので、たくさん減ることもある増えることもある。これはもうサイクルのように続いていると思いますけれども、私にとってはですね、財政調整基金はいざというときに使うための財源だ。災害があったらどうするのと、そういう議論ありましたけれども、少なくとも自分はその令和2年度の当初予算編成するときに、コロナ対策どうするんだということで、今考えても妥当ではないような、1つの補助メニューをたくさん出したということはあるけれども、それは、そのときのやっぱり空気感といいますか、地域の方々がこのコロナの危機状況をどうやって経済環境を取り戻すんだという時代もあったので、そういうのも財政調整基金をやっぱり使うときの出動のチャンス、チャンスというのはおかしいですけども、機会があったんだなと思っております。

現在、この財政調整基金は、後ほど担当から言いますけれども、適正な金額の預金高ではないということ、しっかりと認めてはおりますけれども、それはそれでしっかりとこれから所信表明にありますように、高度な緊張感を持った財政運営に当たらないといけないという認識でおります。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 財政調整基金の適正金額はということであります。

今まで財政調整基金につきまして、目標とする額はということでお答えをしておるわけであります。大体30億円という金額を目標として積み立てていきたいというふうに、今まで財政運営を行っております。ただ、最近におきましては、コロナがあったりですね、いろんな事業にも充当しておるということで、先ほど議員が言われましたとおり、3月末の時点で、当初予算を引くと5.9億円というようなこともありますけれども、このあとですね、また、9月決算におきまして、あとはどれだけ不用額が出てくるかということが、今後の財調の残高になっていくと思っておりますので、状況等も見ながら、なるべく積み上げていくような形で考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 私はですね、幸田町の財政規模からに当たって、どれぐらいが10%相当に当たるのか、その金額を教えてくださいとお尋ねしたわけですので、それにお答えいただきたい。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 適正な金額ということであります。今までですね、過去には30億円という規模ありましたけれども、直近では22億円から3億円ぐらいの推移を行っております。このような状況であれば、令和5年等の水害等、そういったときにもですね、直接、町費をもって対応もしてきた経過もありますので、そのぐらいの金額で対応はできるようになるのかなというふうには考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今度の令和7年度の予算編成に当たりまして、各課で10%カットとカットをしてきました。この具体的事業は何か、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今回の当初予算の編成に当たりまして、一律10%カットにつきましては、一通りの予算査定を行った後、なおかつ、それでも財源の見通しが立たない部分につきまして、最終手段としてやむを得ず実施したものであります。削減額につきましては約5.9億円であり、道路や学校、その他公共施設等の修繕や改修工事等の削減が最も多く、旅費や需用費をはじめとする、経常経費についても精査をいたしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 10%カットで5億9,000万円ということで、カットをされてきているわけで、令和7年度の予算編成に当たっては、一般会計で言いますと198億3,000万円が組まれているわけでありまして、そこでお尋ねするわけでありましてけれども、今までですね、幸田町におきましては、この事業評価というものをやってこなかったわけでありまして、いわゆる事業別にどう評価して、適正なのかどうなのかということをお尋ねするわけでございますけれども、やはり今の幸田町の財政規模からすると、どのようなものが不要なのか、そして、また、不要不急のものなのかという、そういう事業を見直しをする。そのためにも行政評価をしていくべきではないかなというふうに思うんですけれども、これについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 先ほど、事業評価についてということでありませけれども、この事業評価につきまして、予算査定の中で、また、必要性だとか次にどういった目的でやっていくか、そういったところは見えておりますので、あとは行政評価、そういった現状の確認、そういったものの中で、必要がないというような事業の所期の目的を達成しておる。そういったものにつきましては、廃止をしていくような形で考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） これは今まで行ってきた事業に対して行う事業評価であります。しかしながら、町長が言われるところの種をまく、これにつきましては、もう突然、議会の予算に出てくるわけでありませ。それがですね、やはり議会には知らされていない。チェックする場所がない。こういうのもですね、1つには、この幸田町の一般会計が膨れ上がった1つの原因にもなるんじゃないかというふうに思うんですが、やはり、そうした点で幸田町では、議会のほうでは、議会基本条例の中にも新たに取組む事業については、やはり調査をしながら、そして、それがどうかと、やっぱりチェックする。チェックしていく。そういうことも求められているわけでありませので、やはり、これはきちんと出していかないと、チェックができないということにもなりますので、その辺は隠さずですね、やっぱりきちんとやるべきではないかと思うわけでありませ。

その1つが、例を挙げると幾つかあるわけでありませけれども、ここではあえて申しません。それが、やはり議会でも問題になってくるということでありませので、その辺のところをですね、きちんと予算化する前に、あらかじめきちんと調査できるように、議会のほうにも挙げていくべきではないかと思いますが、その考えがあるかないかお尋ねしたいと思ひませ。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 新規事業について、事前に議会への提案をということでありませけれども、現在も3月の予算のときにはお諮りしてありませけれども、その前にですね、議会のほうに諮れるかどうかにつきまして、その事業がどこまで煮詰まっておるかというところもあるかと思ひませので、また、そこら辺のことにつきましては、検討をしていきたいと思ひませ。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） これは総合計画とも重なるわけでありませけれども、やはり大型事業を進める場合はですね、やはり、そうした考え方、これをですね、やはりきちんと議会の中にも示していく。それがですね、やはりもう予算がもう煮詰まった段階でくると、もうどうしようも意見も言うこともできないと。これではですね、チェックもできないわけでありませ。そうした点におきまして、やはり、この総合計画に基づいて事業を進めると、町長、先ほどおっしゃいましたけれども、そういう中でも、進め方についても、きちんと考え方を示すべきではないかと思ひませので、その辺のところはよろしくお願ひしたいというふうに思ひませ。

次に、この財調が今、枯渇しそうな状況の中でですね、こうした状況、この今の現状

における財政状況、どのように見ておられるのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、財政状況ということでもありますけれども、財政の状況につきましても、現在、人件費であったり扶助費などの義務的経費の増加や子育て支援、デジタル化対応または物価高による事業費の増加など、社会情勢の変化に対応すべく、近年の町の財政規模は右肩上がりです。財源は、要であります町税が過去最高を記録する状況でありますけれども、追いついていけないと。追いついていけない状況でもあるというところでもあります。現在の財政運営につきましても、この予算規模の増大を賄うための措置として、ふるさと納税の寄附収入の全額を財源投入しております。これが常態化していくことはですね、極めてリスクが高いということで認識はしております。また、現時点における財政調整基金の残高におきましても約17.1億円であり、これに令和7年度当初予算に計上している繰入金を反映させますと、残りは、先ほどもありましたとおり約5.9億円となる見込みであり、この状況についても、大変危機感を持っている状況でございます。現状、非常に厳しい財政運営を強いられているというふうに認識はしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 行財政運営の基礎であります経常収支比率、これが高くなってきているというようなことでもあります。今おっしゃったようにですね、人件費の高騰などはですね、これはどこの市町村も同じであります。そういう中におきまして、幸田町だけが苦しいわけではない。本来、国が負担をしなければならない財政支出も、不交付団体ということで幸田町独自で運営しなければならない。こういうようなですね、本来、国がやらなければならないことも町で負担をしている。こういう状況もあるという中でですね、やはり、こうした行財政運営をどのようにしていくかということは、これはやはり今までのですね、今、計画を見直ししながら、そして財政計画をきちんと立てるべきだと思うわけでもあります。そうした財政計画、議会のほうにも出されてはいるわけでございますけれども、しかしながら、こういう状況に陥った中での財政計画、そして事業計画をどうしていくのかというのは、年度でやっぱりきちんとやっていかなければ、これは本当に幸田町の財政が破綻する。こういう状況に陥るのではないかと思いますので、その辺はいかがかされるおつもりでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 財政計画、事業計画ということでもあります。現在、実施計画等をつくって、中期的な財政運営について、計画を持っておるわけでもありますけれども、その都度その都度ですね、社会情勢で事業がその間に入ってくると、そういうようなものもたくさんありますので、そういったものも含めまして、実施計画のほうをより現実に、なるべく精査して近い形をつくっていくようなことが、必要だと認識をしております。それによって当該年度の当初予算の編成についても、それに基づいて行っていくということが、中期的な財政運営の安定化維持につながっていくかというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14 番（丸山千代子君） 財政をもっている企画のほうではですね、そのように考えられているかもしれませんが、しかしながら、私は、やはり財政管理につきましては、総務部のほうで持つべきではないかなという思いを持っております。その辺でですね、総務部から企画のほうに財政課を移した、この時点からですね、もう歯止めが利かなくなってきたような状況が見受けられるわけでありまして。確かにやらなければならない事業がたくさんあったかとは思いますが、しかしながら、これがですね、やはり今のこのふるさと納税の、好調なふるさと納税に支えられてきたからといっても、それでも、やはりどのようにふるさと納税を使っていくか、子どもたちへの教育費に使うか、学校の修繕に使うかとか、やっぱりそうしたことがですね、なおざりにされている状況があるわけですので、そうしたこともやっぱりきちっとですね、町長のほうは、いけいけどんどんでやられるかもしれませんが、そこで歯止めをかけるところが幸田町にはないと言わざるを得ない状況の中でですね、やっぱりきちんと財政チェックをしていく。そうしたところのですね、体制づくりをやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

次は、5歳児健診の実施についてであります。

私は、この5歳児健診につきましては、平成23年にも、この5歳児健診の実施について質問をしまして、それはなぜかと言いますと、現場の声、保育士さんたちからですね、やはり3歳児健診のあと、見過ごされる発達障害が見受けられると、これを、やっぱりきちんと早期発見、早期療育につなげていく必要があるのではないかと、取り上げてまいりました。しかしながら、岡崎市こども発達支援センターができるということで、そこに子どもの発達などを委ねていくという方向の中で、今に至ったわけでありまして。今現在、この5歳児健診の実施について、改めて国のほうも見直しをかけるというようなことが進められているわけでありまして。

そこで質問するわけですが、子どもたちが心身ともに健やかに育つ上で、乳幼児健診は大事であります。母子保健法においては、1歳6か月と3歳児の健診は、市町村に義務づけられておりますけれども、その他の乳幼児に対しても、必要に応じて健康診査を行っている実態がございます。近年、グレーゾーンと言われ、支援が必要な子どもたちが増加してきております。発達障害は見た目には分かりにくい障害と言われ、協調性や落ち着きのなさから、集団行動になじめず困った子とみなされてしまいがちであります。また、小学校に入ってから、周囲から浮いてしまいがちであります。それが、いじめの対象になったり不登校になりかねない事態も生じてきております。早期発見、早期支援が必要であり、対応をと思うのであります。

そこで、幸田町におきましては、子どもの発達障害の現状と対応はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現状、財政運営につきましては、大変厳しい状況ではありますけれども、適正な財政運営となるように努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 健康課では、発達に心配のあるお子さんの支援として、各種保健事業や地区担当保健師による個別の支援、関係機関との連携等を行っております。直近3年間の状況につきまして、地区担当保健師の支援の数について、答弁させていただきますと、令和4年度が250人、令和5年度が247人、令和6年度、今年度が269人と、年々増加しておる傾向にあります。また、支援中のお子さんで、こども発達センターを受診するお子さんや療育施設を利用するお子さんも増加傾向にあります。子ども発達相談センターや医療センターを受診したお子さんは、令和4年度で48人、令和5年度は68人となっております。発達に心配のあるお子さんの対応については、幼児健康診査や発達相談事業等の保健事業での対応や、地区担当保健師による電話、面接、家庭訪問のほか、必要に応じて就園先への訪問や医療機関、療育施設への同行も実施しており、支援者の状況に応じて継続支援をしておるところであります。また、庁内関係課でありますこども課、福祉課、学校教育課やかかりつけ医、こども発達センター、療育施設等の地域の関係機関と連携し、親子に寄り添った支援を行っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町におきましては、子どもの発達障害につきましては、非常にきめ細やかに行っている。こういう状況が聞き取り調査の中でも分かったわけがあります。また、同時にですね、福祉産業建設委員会の視察の中でもですね、六ッ美のほうにもできてですね、十分に幸田町の子どもたちが通っている状況も明らかになっております。しかしながら、この発達障害と診断をされた児童のうち半数以上、これがですね、3歳児健診では何ら問題がなかったということで、指摘もされていなかった。こういう子どもたちが小学校に行ってもですね、そして改めて発達障害だというふうに言われるという、それでも漏れてしまう子どももいるわけでございますが、現状では、それはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 健康課では、3歳児健診で発達に心配のあるお子さんに対して、検診医と保護者が相談し、紹介状を発行し、かかりつけ医へ受診勧奨をしております。紹介状の件数については、令和3年度は12件、令和4年度は22件、令和5年度は21件発行しております。結果としまして、かかりつけ医や専門医療機関での継続支援が、令和3年度は9件、令和4年度、5年度は、ともに16件でありました。

健康課で実施している3歳児健診が、就学前までの最後の検診となるため、保健師や小児科医、心理士等、多職種で連携して、発達にかかる心配事がないか確認したり助言、必要に応じて受診勧奨や今後の対応について、情報提供をしておるところであります。様々な機会に発達に心配のあるお子さんについては、保護者にも困り感や不安がないかを確認し、保護者の思いに寄り添いながら支援をしておりますけれども、保護者の方が支援を望まないという方もみえます。また、3歳児健診以降、集団生活に入ってから、集団への適応状況や社会性の発達、同年齢のお子さんや大人とのコミュニケーション等から、発達の特性について、気づきや発見がある場合もあります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14 番（丸山千代子君） 発達障害は、脳の機能に原因があるとされております。人との交流が苦手な自閉症スペクトラム、注意欠如、多動性などがあるわけでありまして。しかし、この3歳児健診では、幼過ぎて発達障害を認知しにくい状況があります。そこでです、この5歳前後、これにつきましては、対人関係や言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる時期とされております。

埼玉県春日部市では、5歳児健診を月2回希望者に対して集団で実施をし、子どもの発達の特性や段階を早期に把握することで、保護者と学校、医療機関などとの連携が可能となり、子育てや就学時に必要な支援につながると実施をしております。

東京の大田区も、発達障害の早期発見と支援につながる取り組む方針だと聞いております。このように5歳児健診が発達障害の早期発見、早期療育からも有効とされておりますけれども、この見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 5歳児健診は、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であります。集団生活を送る上で求められている社会性や調和的な行動を確認し、所見を認める場合や保護者に不安や心配がある場合には、専門的な相談等を活用し、必要に応じて、その後の医療、福祉、教育等のフォローアップにつなげることによって、課題となっている行動の改善につながることや環境を調整することで、社会生活への適応がスムーズになることが期待できます。また、保護者の心配を軽減することにつながると考えます。5歳児健診は子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児に関する助言等を行い、それとともに健診後に必要な支援を行う、フォローアップ体制の構築も重要と考えます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14 番（丸山千代子君） この5歳児健診の重要性、見解についてお答えいただきました。

全国では、令和6年度は168自治体が5歳児健診を実施していると、国のデータからも明らかになっております。5歳児健診の実施に向けて、調査をと通告をいたしましたけれども、これはですね、国のほうのポータルで十分調査はできるということが分かりましたので、その中で調査をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

また、こども家庭庁は、発達障害などを早期に発見して、就学前に必要な支援につなげようとして、5歳児健診を令和10年度までに全国の自治体での実施を目指すとしております。これについて、幸田町はどう対応していくのか。これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 全国の状況ですけれども、現在、5歳児健診を実施している全国自治体の状況については、5歳児健康ポータルで。

○議長（藤江 徹君） 答弁者に申し上げます。

今のその答弁については、先ほど質問者が割愛しましたので、その次の質問のほうにいらしてください。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 分かりました。

次の質問のほうですね、すみません。

本町では、3歳児健診以降、就学前までのお子さんで、発達に心配があると保護者から相談があった場合、地区担当保健師や関係課であるこども課、福祉課、学校教育課や就園先でのお話を伺いながら、ニーズに応じて保健事業の発達相談のほか、かかりつけ医や子ども発達相談センター等案内し、関係機関と連携しながら支援を行う体制を整えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） こども家庭庁がですね、令和10年度までに5歳児健診を全国の市町村で実施をすると、目指しているわけでありましてけれども、幸田町におきまして、実施をするとしたら体制づくりが必要であります。愛知県で実施をしている蟹江町やそれから高浜市、同規模の自治体でございますけれども、ここは独自に5歳児健診も実施をしております。こうしたところが実施をできるわけでありまして、やはり体制づくり、今、保健師さんも足りない状況の中です、5歳児健診をどうやって実施をするのか。このことには大変不安を覚えるわけでありまして。しかしながら、今、グレーゾーンの子が非常に増えている、こういう状況の中で、小学校に上がってからですよ、不登校やそれからひきこもり、そして学校に行きたくない。こういうようなこともありますし、また、学級崩壊にもつながっている。今現在もそういう状況がある。幸田町の学校の中であるわけですよ。ですので、そうした状況を解消していくためにはですね、やはり早期発見、早期療育、そういうことを進めていく。そのための体制づくりをどうやっていくか。このことについてお聞きしたいと思います。

それとですね、国がこのような方針を出しているわけですので、幸田町としてはいつ頃を目指すのか。早期に目指すのか。その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 5歳児健診につきましては、全国や県内の先進自治体の事例等を参考にして、関係機関と協議を重ね研究してまいりたいと考えておりますけれども、時期をいつにするかというところまでは、今、頭の中では思いはありません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この5歳児健診に取り組むに当たってですね、昨日も質問がございましたけれども、福祉課のほうで重層的支援体制づくりということ、令和7年度から行っていくということでございますが、こうした本当に子どもたちの発達についての支援も、どこで行っていくのかと。5歳児健診どこで行っていくのかと。そういうこともですね、合わせて御検討いただけたらと思うわけでありまして、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 場所ということですね。どこで行うかということにつきましても、関係機関とも協議しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 5歳児健診につきましては、集団の中で、その子の行動を見たり状況を見たりして、判断をするというようなことでもありますので、そうした意味にお

きましてはですね、小児科医の体制づくりといたしますか、小児科医の協力も得られなければなりませんので、そうした医師会との状況も十分にですね、対応していただきたいなというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

障害者コミュニケーション条例の制定についてであります。

手話は言語であると手話言語条例が制定をされました。あわせて障害者コミュニケーション条例の制定を求めるものであります。障害の有無によって分け隔てされることなく、人権が尊重され、支え合いながら共生できる地域社会を実現することが、全ての人々が安心して住み慣れたまちで暮らすことができます。障害者コミュニケーション条例の条例を制定する考えについてお聞きをするものであります。そこで、まず、手話言語条例を制定をされましたけれども、その後、どのような施策に取り組んできたかを、まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 令和4年4月1日に手話言語条例は施行をされておりますが、その前年度、準備の年度である令和3年度から、継続して手話カフェを開催しております。毎年、町内3か所で開催しており、これまで延べ12か所、1,200人程度の方に参加していただいております。また、今年度は、地域の方に手話で会話が少しでもできるように、手話ガイドブックを作成しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 手話言語条例はですね、運動があったり、それから請願等も行われたりしてですね、議会のほうでも採択をしてきた経過があるわけでございます。そうした中で、今、活発にそうした支援が行われているという状況であります。手話については、そのように進められているわけでありましてけれども、この障害は身体、知的、精神、発達、難病、そのほか心身の障害など様々であります。そうした障害の対象については、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 愛知県の条例などでは、障害または障害者として身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病に起因する障害、その他の心身の機能障害があるものであって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものというような形で規定されております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） いろいろと区分けがされながら、支援を進められているわけでありましてけれども、この様々な障害を持つ方のコミュニケーション手段、どのようなものがあるかお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） この件につきましても、愛知県の条例を参考に申し上げます。

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、それから代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が、

他人との意思疎通を図るための手段と規定しておりまして、そのほかの自治体の条例を参考にすると、拡大文字であったり文字盤、平易な表現なども、定義の中で規定されております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） このコミュニケーション手段について、十分に対応されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 現在、窓口で聴覚障害のある方につきましては手話通訳者、手話が使えない聴覚障害者の方には、筆談であったり、そしてコミュニケーションを取って努めております。また、イベントなどについては、要約筆記という形で、文字を表示して見ていただく形になります。そのほかの視覚障害の方につきましては、選挙時などには点字なども用意している事実もございます。ただ、精神障害や知的障害、発達障害などの方につきましては、その障害の特性によって意思を伝える方法は異なるため、その特性に応じて、その場その場で配慮しているのが実情でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 支援策をいろいろと行っておられるわけですが、まだまだ一部にとどまっている状況ではないかというふうに思うわけでありまして、個々においての支援策の必要性には、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 個々の必要性について、具体的に先ほど申し上げましたように、その方々の特性に応じて、対応しているところでございますが、現時点として、支援策で課題と考えるものの1つといたしましては、災害時におけるコミュニケーション手段というものを課題と受け止めておりまして、今後はスマートフォンのアプリを活用したものや文字やイラストで意思疎通を図る上でのコミュニケーションボードなどですね、先進地の視察を把握する必要があるということを考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 手話に限らず障害のある方の支援は様々なものがあり、必要であります。そうした障害者のコミュニケーション、これをですね、さらにコミュニケーション手段をさらに進めていく。そのためにも、やはり条例制定に向けた検討が必要ではないかというふうに思いますけれども、その検討してきた経過があるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 令和元年度から2年度までに、手話言語条例の策定に係る検討部会、検討委員会において御意見がございまして、県同様に手話言語の普及とその障害の特性に応じた、コミュニケーション手段の利用促進条例という形での条例制定はというような意見があり、その段階でコミュニケーション条例につきましても協議してまいりました。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 岡崎市は今年度、障害者コミュニケーション条例を制定をいた

しました。また、愛知県におきましても、手話とそれから障害者コミュニケーション条例を制定しているとお聞きをいたしております。

幸田町におきましてもですね、手話と同じく障害者のコミュニケーション条例の制定をすべきであると考えるわけですが、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 手話言語条例の策定に係る、先ほど申し上げました検討部会、検討委員会において、委員から、その他の障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進の必要性についても意見があり、協議してまいりました。その協議結果といたしまして、まず、手話言語条例を制定し、手話言語の理念を広く町民に啓発した。その先に改めてコミュニケーション条例の必要について、検討することといたしましたので、現時点におきましては、将来的に条例制定の機運が高まってきた際は、改めて検討をしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 手話言語条例を制定をし、そしてですね、活動も活発にされている中でですね、ほかの障害を持つ方から、やはり障害はいろんな種類があると、そういう中で、やはり障害者のコミュニケーション条例も制定すべきではないかと、こういう声をいただきました。そこで、質問させていただいたわけですが、

やはり区別することなくですね、主に障害の有無にかかわらず、人権が尊重され、そして支えながら共生できる社会、そのためにもですね、やはり手話言語条例と同じように、障害者コミュニケーション条例を制定してほしいと。こういう願いがあったわけですので、その願いに応えるべきではありませんか、お尋ねします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 県内の条例の制定の状況を見ますと、自治体によっては、障害に限定しないコミュニケーション条例を制定している自治体もございますので、それらも含めて、改めて検討する必要があると考えております。また、岡崎市のように、それぞれの条例にする自治体もありますし、1つの条例の中で、手話言語の啓発とコミュニケーション条例を含めた条例もございます。条例を改正するのか、もう1本つくるのか、町民全体の障害に限らず、コミュニケーション条例にするのか、機運が醸成しましたら検討していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） パートナシップ制度に合わせてファミリーシップ制度、これもですね、合わせてやっているところもあると。そういう状況の中で、同じく、こちらのほうも手話言語条例、それから障害者コミュニケーション条例と、このように一くりにしながら、本当に住みやすい社会を目指してやっていくと。そういうようなことを十分検討しながらやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番、藤本和美議員の質問を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、公害と化学物質過敏症についてです。

香りの害と書いて「香害」と読みます。この香害により頭痛、吐き気、せき、めまい等の健康被害を発症し、日常生活に支障を来す人がいます。

輸入柔軟剤がCMに登場し、それが皮切りになったように感じますが、香りつき柔軟剤は、2000年代後半以降ブームとなりました。2023年の柔軟剤の販売金額は1,216億円と15年前の2倍になったとのことです。

一方で、全国の消費生活センターへの臭いに関する相談は、2023年度317件に上ったそうです。相談者の声では、多くの人が使うからこそ被害を理解されにくい。好みの問題だとか頭がおかしいと言われるとのことです。

日本人はお線香やお香など優しい香りを使ってきました。そのため、もともと強い香りに慣れていなかったということもありますし、消費者団体などは、マイクロプラスチックの一種であるマイクロカプセルの使用も、症状の悪化などを引き起こしているのではないかと主張されています。このように強い香りやそれに付随した化学物質によって、頭痛、吐き気、せき、めまいなどの症状を引き起こすことがあります。本町の香害の相談状況についてお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 本町では、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談はありません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 本町は、保健センターへは相談がないということですが、消費者センターへは、全国的には相談が毎年100件以上に上っているそうです。国も被害を認識しています。

パネルをごらんください。

2021年より、5つの省庁連名で啓発ポスターがつくられました。「知ってくださいその香り困っている人もいます」と題し、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の連名で出されています。香料を包むマイクロカプセルは、摩擦や熱により時間差で破れ、香りが持続する仕組みです。環境中で破壊されたカプセルからは、中身の香りだけでなく、カプセル壁剤のプラスチック破片など、有害物質が空気中に飛散し、マイクロカプセルやその中に入っている粒子を吸い込み、肺の奥や鼻腔に入り、健康被害を訴える人がいます。今や国民病ともなった花粉症ですが、花粉が体内に入り、許容量をオーバーすると、ある日発症し、なかなか治らない症状ですが、化学物質に少しでも接することで、体調を崩す化学物質過敏症もある日突然発症し、それ以降は微量な化学物質に対しても、症状が現れるようになる厄介なものです。

早稲田大学の研究結果ですが、柔軟剤の1回の使用量に当たる5ミリリットル中に、

マイクロカプセルが約100万個ほどあり、洗濯すると8割は排水に流れ、2割が服や室内に残ると推計されました。部屋干しすると服に付着したカプセルは床に落ちて減りますが、水洗いのみの場合と比べると、EUが規制するアレルゲン物質も含め、多くの種類と量の化学物質を検出したということです。微量で発症する化学物質過敏症は、因果関係を明確にするのが非常に難しく、現在は多くの化学物質にあふれ、たとえ低濃度でも複合的な影響で発症することもあり得ると指摘されています。マイクロカプセルは、非常に小さな袋状の構造をしています。マイクロカプセルを使用し着用したときに香り、着用していないときには、あまり香らないタイプの柔軟剤は、長時間香り続けるというキャッチコピーどおり、落とすのが非常に困難となっております。メーカーに問い合わせたところ、香りを取りたい場合は、とにかく水で何回も洗濯することや、揮発性ですのでアイロンや乾燥機に入れると、蒸発してよいという返答もありますが、実際は完全に取り除くのは非常に困難です。クリーニング店に問い合わせたところ、お湯につけてできるだけ臭いを取っておいてから、ほかの衣類とは別で洗っているそうです。また、この柔軟剤など、こういったものに使われている香料は人工的に合成されたものが多く、その中には揮発性有機化合物といたしまして、これは常温、常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物の総称のことですが、こちらやフタル酸エステルといった化学物質が含まれています。揮発性有機化合物は、吸入によってアレルギーやぜんそくの悪化、頭痛やめまいを引き起こすことがあるとされています。また、フタル酸エステルはホルモンを乱す可能性があるとして問題視されており、長期的な健康リスクが懸念されています。

環境省による調査研究結果が出ています。それによると、日本では人口の約7.5%が、いわゆる化学物質過敏症対象者であるとする大規模な疫学調査が報告されており、まだ不明な点が多いが、気管支ぜんそく、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹などの、いずれかのアレルギー疾患との合併は60%から80%と、高率であると報告されています。

次のパネルは、愛知県作成のチラシによる注意喚起です。

「その香りに苦しんでいる人がいます」と題し、こちらにも化学物質過敏症とは、生活環境中の極めて微妙な化学物質に接することにより、頭痛、めまい、吐き気、筋肉痛、関節痛、倦怠感、疲労感、下痢、腹痛、便秘、鬱状態、不眠、皮膚炎等の症状が発生する疾患です。私たちにできることとして、香りつき製品の使用を控えるなど、周囲の方へ配慮しましょうと書かれています。このように香害に対して、注意喚起や啓発を行っている自治体が全国的にあります。近隣市の状況と本町の現状をお聞きます。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 本町では、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談がないことから、注意喚起や啓発は行っておりません。西三河9市と蒲郡市のホームページへの掲載状況を調査しましたところ、岡崎市では、令和5年8月に掲載の経過がありました。蒲郡市では、令和3年に環境ニュースという形式で掲載した経過がありました。しかし、ここ1年に限っては、いずれの市においても掲載はありませんでした。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 本町では、まだ相談はないということです。しかし、実害例として、小中学校のお母さんたちから、学校エプロンの臭いを何とかしてほしいとの声は数年前から上がっています。エプロンを洗濯し干していても気持ちが悪くなった。洗濯物全てに臭いがついてしまい、何回洗っても取れない。エプロンだけで洗っても洗濯機にまで臭いが残ってしまう。アイロンをかけると余計に臭いが立ちのぼって、とてもアイロンができない。臭いがきつすぎて、洗ってたたんだ後に部屋に置いておけないなどという、学校エプロン洗濯時に香害に遭うという声が、香害という言葉が広がる随分前から上がっています。

豊坂小学校はコロナ禍以降、エプロンは各家庭から持参するようになり、家庭に持ち込まれる香害の心配もなくなりましたが、現在も学校エプロンを使用している学校があるのか、また、その場合、家庭で準備したエプロンを持ってくることができるかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 学校エプロンの使用につきましては、先ほど申されましたとおり、豊坂小学校以外は8校で使用をされている状況であります。豊坂小学校では、コロナ禍を機に学校エプロンを廃止して、それぞれ持参のエプロンを使用しておるところであります。その他の学校エプロンにつきましては、使用後に各自で持ち帰り自宅で洗濯をして、次の当番に渡しているということでありまして。また、学校エプロンを使用したくない場合につきましては、各自で学校エプロンを購入し、使用している家庭もございます。深溝小学校においては、入学時に聞き取り、個人持ちにするかどうかを選択しているということでありまして。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 豊坂小学校のみがエプロンは家庭からの持参で、深溝小学校は選択制になっているとのことで、学校ごとに対処も違っているようです。それでは近隣の自治体の学校エプロンの使用状況をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 蒲郡市では、入学と同時に各家庭でエプロンを購入しており、学校エプロンは使用していない状況であります。

西尾市におきましては、基本的には学校エプロンを使用しておりますが、希望があれば各自でエプロンを用意している状況でございます。

また、岡崎市や刈谷市におきましては、学校毎で対応が違う状況でありまして、幸田町と同様な状況であります。いずれの自治体も希望者におきましては、各自でエプロンの用意は可能であるという状況であります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 1人だけみんなと違うエプロンを使うことを、気にする子どもや家庭もありますので、全学校で学校エプロンを使ってもいいし、家にあるエプロンを使ってもいいというふうに、自由選択にすることはできないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 各学校へ相談していただければ、各自でエプロンの用意は可能

な状況であります。また、学校毎に対応が違う状況でもありますので、学校間で情報共有ができるように考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） エプロンに関しては、相談をすることで家庭のエプロンを持っていたり、学校エプロンを購入するという形で、対応していただけるということで理解いたしました。

病人のいる病院や体が小さくて重たい空気を吸い込みやすい子どもがいる学校では、香りの製品の過度な使用には配慮が必要です。香害があるとは知らずに、授業中、頭痛や吐き気がするようになり、登校できなくなったという子どももいるとのこと。周知のために、香害のチラシを見えるところに張っている病院もあります。香害があること、化学物質過敏症にもつながることなどを知らずに、そういった香りの製品を過度に使っているのかもしれませんが。そういったことも踏まえ、住民や小中学校の保護者へ向けて、お手紙など周知していただきたいと思います。今後の周知や啓発方法について、対応をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和5年の7月に、県から冒頭のパネルの啓発ポスターの公表の依頼がございまして、各学校に配布し周知を図りました。今後の周知におきましては、まずは各学校の香害についての知識を深めてもらえますように、養護や給食に関する会議などで、啓発をしながら周知を図ることで、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（金澤一徳君） 近年、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費者生活センターへあるということから、消費者庁、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、環境省の5省庁の連名で、香りの周知が図られていることは認識をしているところであります。自分にとっての快適な香りであっても、困っている人がいることを御理解いただくこと、周囲の人にも御配慮いただくことなどを狙いとして、町のホームページに周知及び啓発をしていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問へ移ります。

2つ目の質問は、学校給食の牛乳についてです。

戦後GHQにより始まった学校給食の牛乳ですが、アレルギーはなくても牛乳が体に合わないなどの理由で、飲まない子ども、飲めない子どもたちが少なくありません。日本人も含め、アジア人の70%から90%以上が、乳糖不耐の体質であると言われております。先祖代々、牛乳を飲んできたヨーロッパなどと比べ、日本は牛乳を飲む習慣はなかったため、体が牛乳をうまく消化できないということがあるようです。これと同じで、逆のこともあるようで、日本人は生の海藻を食べても、これに対処する消化酵素を持っているため、おなかを壊すことはほとんどありませんが、外国人は海藻を消化する酵素が体内にあまりないため、おなかを壊すことがあるようです。また、牛乳といえばカル

シウム豊富というイメージですが、カルシウムの吸収を効率よく行うために理想的なバランスは、カルシウム対マグネシウムが2対1の割合とされています。しかし、牛乳に含まれているマグネシウムの量は、カルシウム対マグネシウム10対1程度になっております。そのため牛乳を飲み過ぎると体内でのミネラルバランスが崩れ、マグネシウム不足に陥る可能性もあります。骨粗鬆症を気にして、カルシウムを積極的に摂取する人はいらっしゃいますが、カルシウムだけが多くなると鉄やマグネシウムが使われずに、骨の生育が悪くなることも分かっています。牛乳を取るときは豆類やアオサ、ワカメ、のりなど、マグネシウムと一緒にとることで吸収されていきます。毎日、牛乳を出すということでしたら、マグネシウム不足にならない献立も必要になってくるわけです。また、牛乳に含まれるカフェインというたんぱく質が、アレルギーを引き起こすと言われていますが、症状としては、気分が悪くなったり下痢をしたりと様々です。

私が子どもの頃は、給食は必ず残さず食べなくてはいけない時代でしたが、最近は、そこまで求められないため、家庭で判断して牛乳を飲まない子どもが増えてきています。お米ですら毎日が出ないのに、牛乳は毎日冬場も出ます。保育園はお茶が出ますので、学校に入った途端、週5日の牛乳生活が中学卒業まで9年間続くわけです。最近では、多摩市のように牛乳を選択制にする自治体も徐々に出始めました。住民や保護者からの要望で、選択制になっている市町村もあるようです。

そこで、まず、牛乳が体質に合わないなど、飲まない子どもへの対応についてお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 牛乳に対する対応としましては、牛乳分の給食費の減額と乳製品のデザートへの代替の制度があります。ただし、学校生活管理指導表、また、医師の診断書の提出が必要となります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 牛乳減額及び代替デザートの制度の利用者数を伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和6年度におきまして、牛乳減額の人数は、小学校では30人、中学校では14人、計44人となります。代替デザートの人数でございますが、小学校では16人、中学校では9人、計25人となっております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） この制度を利用することで、牛乳を発注することもなくなりますが、必須となっている医師の診断書を取りに行くハードルは高く、簡単には出してもらえないこともあり、制度を利用せずに、配膳されても飲まない判断をする家庭もございます。

岡崎市の小中学校の給食では、全供給量の約4.5%に当たる、年間約27万本の牛乳が廃棄されているとのこと。1本を50円と換算した場合、金額にして約1,350万円分です。大変な量で驚きましたが、本町ではどうでしょうか。牛乳の廃棄量をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 牛乳の廃棄量としては、特別な集計をしていないわけですが、

残食状況についての集計をしておりますので、御報告をいたします。

令和6年度におきまして、12月までの状況となりますが、小学校は1食当たりの残食量は35.9グラム、残食率は6.2%、中学校は1食当たり28.0グラム、残食率は4.1%となります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 牛乳の廃棄量は把握できていないということですが、牛乳はパック製品で毎日配膳されています。飲まない子がいて残ると、パックの封を切って中身は流しなどで捨ててから、パックを潰し給食センターに戻すとのこと。生ものではありませんが、パックの製品がそのまま捨てられることに対して、もったいない残念な気持ちと、もしこの捨てる行為を子どもがしているとしたら、食育の観点から何とかならないかと考えております。実際に他県では、飲まない判断をした家庭の子どもは、配膳された牛乳を自ら封を切ってバケツに捨てなければならず、申し訳ない気持ちで行っているということで、PTAでも話題に上がり改善要望が出されたそうです。また、飲みたい子がいれば残った牛乳を飲んでもらおうと思いますが、一気に3本も4本も飲んだと聞くと、おなかは大丈夫なのかと気になります。

岡崎で年間27万本が廃棄されているということは、本町でも、それなりの量が残り廃棄されていると思われます。牛乳を廃棄している数の把握は、ぜひ各学校で調べていただきたいと思います。また、給食を食べる時間は子どもたちにとって大切なひとときです。現在、小学校では55分、給食の時間がとられていますが、実際に食べている時間は30分前後とのこと。食べる時間をしっかり確保し、全体の廃棄量が減ることを願います。

診断書を取りに行くことに関しまして、医師によっては、たまにおなかゆるくなるくらいでは、乳糖不耐の診断書を出してくれないというお母さんの声もあり、また、毎年、診断書を取る労力や時間、お金のことを考えると、諦める家庭もあるとのこと。実際、私も何件か相談を受けたことがあります。毎年、診断書は次年度に向けて12月から2月頃に取得し、学校に提出しなければならないのですが、子どもと一緒にインフルエンザ流行中の病人の多い病院へ行き、診断書をもらいに行くということは不安も大きいですし、診断書作成費用、時間もかかります。診断書を書いてもらえる病院を探し歩いて、遠方まで行く家庭もあるそうです。このように毎年の診断書提出は親子に大変な負担です。近隣自治体の状況をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 診断書の有効期限につきましては、刈谷市は幸田町と同様、毎年の提出というふうになります。岡崎市、蒲郡市、西尾市、安城市につきましては、一度提出したら学校卒業まで有効となっております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 近隣の自治体のほとんどが、一旦出した診断書は卒業まで有効になるということです。本町でも給食についての診断書を一旦取得し提出したら、毎年そのまま更新できるように、制度を柔軟に変えていただけないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 診断書につきましては、現状では、毎年更新時に提出というふうになっております。近隣市では、卒業まで有効のところもありますので、他市町の状況を参考に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君）家庭にとっても、診断書が毎年同じものが使えるのでしたら大変ありがたいので、ぜひよろしく願いいたします。また、牛乳を出すときにマグネシウムと一緒に取るということも、ぜひ献立に反映していただきたく要望させていただき、私の質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本和美議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月10日、月曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問された議員は、議会だよりの原稿を3月18日、火曜日までに事務局へ電子データで提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これで散会といたします。

散会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和7年3月5日

議 長

議 員

議 員